

## 日本血栓止血学会認定技師制度施行細則

### 第 1 条（血栓止血認定医・認定技師制度委員会）

血栓止血認定医・認定技師制度委員会（以下、委員会）は、認定および更新のための審査以外に、学術集会企画委員会、教育委員会とともに日本血栓止血学会認定技師（以下、血栓止血認定技師）の教育に必要な血栓止血異常症の検査に関する教育プログラムを催す。

### 第 2 条（活動証明書）

申請者は、所属施設において血栓性疾患、出血性疾患およびその基礎となる疾患や病態（以下、血栓止血異常症）にかかわる臨床検査の経験あるいは教育・研究経験を有していることに関し、所属施設長または所属長あるいはそれに準ずる役職者の証明が必要となる。

### 第 3 条（認定時業績規定）

血栓止血認定技師申請者は、本会代議員でない場合は業績として以下に定める規定のうち、50 単位以上を取得している必要がある。ただし、必須項目 15 単位以上を含むこととする。

- 1) 過去 5 年間の日本血栓止血学会（以下、本会）学術集会および SSC シンポジウムの出席（各々 10 単位）
- 2) 同上における発表（筆頭演者 10 単位、共同演者 2 単位）
- 3) 同上における司会または座長（5 単位）
- 4) 同上における教育講演の講師 1 領域につき 10 単位、聴講 1 領域につき 5 単位  
領域とは、1. 止血機能検査、2. 血小板、3. 凝固・線溶系出血疾患、4. 凝固・線溶系血栓性疾患、5. DIC/TMA の 5 つとする（定められた教育講演 5 領域中 1. を含む 3 領域以上を必須項目とする）
- 5) 査読のある血栓止血領域の論文発表（筆頭著者 10 単位、共著者 5 単位）
- 6) 日本検査血液学会認定血液検査技師または認定骨髓検査技師の資格を有する（10 単位）
- 7) 一級臨床検査士（血液）を有する（10 単位）
- 8) その他認定資格を有する（血栓止血認定医・認定技師制度委員会で審議）（5 単位）

※ 6, 7, 8 はいずれか一つを単位として認める

### 第 4 条（更新時業績規定）

血栓止血認定技師更新申請者は、業績として以下に定める規定のうち、更新時血栓止血認定技師取得後の期間に 50 単位以上を取得している必要がある。ただし、必須項目 15 単位以上を含むこととする。

- 1) 血栓止血認定技師取得後から更新時までの日本血栓止血学会（以下、本会）学術集会および SSC シンポジウムの出席（各々 10 単位）

- 2) 同上における発表（筆頭演者 10 単位、共同演者 2 単位）
- 3) 同上における司会または座長（5 単位）
- 4) 同上における教育講演の講師 1 領域につき 10 単位、聴講 1 領域につき 5 単位  
領域とは、1. 止血機能検査、2. 血小板、3. 凝固・線溶系出血疾患、4. 凝固・線溶系血栓性疾患、5. DIC/TMA の 5 つとする（定められた教育講演 5 領域中 1. を含む 3 領域以上を必須項目とする）
- 5) 同上期間における査読のある血栓止血領域の論文発表（筆頭著者 10 単位、共著者 5 単位）

#### 第 5 条（血栓止血認定技師の申請）

血栓止血認定技師の認定を希望する者は、以下の書類を委員会に提出する。

- 1) 申請書
  - 2) 臨床検査技師免許証のコピー
  - 3) 所属施設内での活動証明書<sup>1)</sup>
  - 4) 業績目録<sup>2)</sup>
  - 5) 申請料の払込票の写し
2. 申請料は¥2,200（税込み）、認定料は¥22,000（税込み）とし、指定の口座へ振り込むものとする。申請料と認定料の一括納入可。

振込先 ゆうちょ銀行 00150-6-766029

019 支店（ゼロイチキュウ）当座預金 0766029

一般社団法人日本血栓止血学会

#### 3. 書類送付先

〒112-0013 東京都文京区音羽 1-17-11 花和ビル 405 号室

一般社団法人 日本血栓止血学会事務局

日本血栓止血学会認定技師申請係

注)

- 1) 所定の用紙に、所属長、もしくは施設長の証明等が記載されたもの。
- 2) 所定の用紙に各項目を記載し、学術集会に参加したことを証明する書類（ネームカードなど）のコピー、学会発表・司会・教育講演の講師等はその学会、日時、場所、演題名および演者名がわかる抄録またはプログラムのコピー、論文は著者名、論文タイトル、雑誌名、巻、ページ、年がわかるページのコピー、教育講演受講証明書のコピー、認定資格を単位として申請する場合は認定証のコピーを貼

付する。

## 第6条（認定技師の更新申請）

血栓止血認定技師の更新を希望する者は、以下の書類を委員会に提出する。

- 1) 更新申請書
- 2) 血栓止血認定技師の認定証のコピー
- 3) 所属施設内での活動証明書<sup>1)</sup>
- 4) 前回認定技師取得後の業績 50 点以上の証明書<sup>2)</sup>
- 5) 更新料の払込票の写し

2. 申請料は¥2,200（税込み）、認定料は¥22,000（税込み）とし、指定の口座へ振り込むものとする。申請料と認定料の一括納入可。

### 3. 書類送付先

〒112-0013 東京都文京区音羽 1-17-11 花和ビル 405 号室

一般社団法人 日本血栓止血学会事務局

日本血栓止血学会認定技師更新申請係

4. 天災その他やむを得ない理由のため、更新認定申請者が前項第 1 号の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の申立書(以下、申立書と略記)を添付した更新認定申請書類を提出することができる。
5. 委員会は、証書又は申立書を添付した更新認定申請書類を受理したときは、証書又は申立書について審査し、証書又は申立書の理由を正当と認めたときに限って、血栓止血認定技師として認定することができる。
6. 本会の会員で、海外留学、病氣療養、出産等の理由により血栓止血認定技師としての活動ができない場合は、理由とともに当該期間について所属施設長または所属長あるいはそれに準ずる役職者の証明が必要となる。
7. 上記証明書が提出された場合、委員会は証明書について審査し、理由および期間が正当と認めた時に限り、当該期間を血栓止血認定技師更新期間から除く事ができる。この場合、当該期間の間、更新期限は猶予される。

注)

- 1) 所定の用紙に、所属長、もしくは施設長の証明等が記載されたもの。
- 2) 所定の用紙に各項目を記載し、学術集会に参加したことを証明する書類（ネー

ムカード など) のコピー、学会発表・司会・教育講演の講師等はその学会、日時、場所、演題名および演者名がわかる抄録またはプログラムのコピー、論文は著者名、論文タイトル、雑誌名、巻、ページ、年がわかるページのコピー、教育講演受講証明書のコピーを貼付する。

#### 第7条（認定証の再発行）

紛失等により各資格の血栓止血認定技師証再発行を希望する場合は、有料にて発行する。

- 1) 血栓止血認定技師証
- 2) 再発行料 ¥2,200（税込み） 指定の口座へ振り込み後、事務局へ連絡すること。

#### 第8条（経過処置）

2026年度、2027年度の申請においては、血栓止血認定技師申請時の業績規定に教育講演の必須項目を含めない。

#### 附則

この細則は、2026年8月1日から施行する。